茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第３３号

茅ヶ崎市財務規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市財務規則（昭和４７年茅ヶ崎市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第７８条第２項中「又は債権者又は」を「若しくは債権者若しくは」に改め、同条第３項中「の派出所（以下「派出所」という。）」を「又は指定代理金融機関」に改め、同条第４項中「派出所」を「指定金融機関又は指定代理金融機関」に、「又は債権者又は」を「若しくは債権者若しくは」に改め、同条第６項中「派出所」を「指定金融機関又は指定代理金融機関」に改める。

第１２０条及び第１２１条を次のように改める。

第１２０条及び第１２１条　削除

附　則

この規則は、令和９年３月１日から施行する。